

下級裁判所裁判官指名諮問委員会福岡地域委員会（第29回）議事要旨

（福岡地域委員会庶務）

1 日時

平成24年9月19日（水） 15：00～15：30

2 場所

福岡高等裁判所公用室

3 出席者

（委 員）新関輝夫、中井國緒、永尾広久、野口郁子、山口幸雄（委員長）

（庶 務）江頭総務課長、福田総務課課長補佐

（説明者）永渕事務局長

4 議題

平成25年上半年期の再任（判事任命）候補者に関する情報収集について

5 審議資料

103 9月5日付け裁判官指名候補者に係る名簿等の送付について（通知）

※添付省略

104 再任（判事任命）候補者の情報収集の依頼文書（検察庁あて）

105 再任（判事任命）候補者の情報収集の依頼文書（弁護士会あて）

6 協議等

庶務から、指名諮問委員会から指名候補者の情報収集を行い、その結果を11月19日（月）までに指名諮問委員会に送付するよう依頼があった旨説明された。

○ 平成25年上半年期の再任（判事任命）候補者に関する情報収集について

庶務から、再任（判事任命）候補者及びその情報収集の方法について説明された後、審議され、委員から次のとおり意見が述べられた。

- ・ 審議資料105（再任（判事任命）候補者の情報収集の依頼文書（弁護士会あて））本文14行目以下の「特に段階評価式アンケートによる情報収集は相当ではない。」との記載については、当委員会管内の弁護士会は、同

会が行っている裁判官に関する情報収集結果を、当地域委員会に情報提供するようなことは全くしておらず、今後もそのようなことは予定されていないことから削除されたい。

審議の結果、審議資料104及び105のとおり、再任（判事任命）候補者の情報収集の依頼文書をそれぞれ発出することについて、採決が行われ、委員1人の反対があったが、多数決により案文のとおり発出することとなった。

7 その他

庶務から、次のとおり報告された。

- (1) 前回（第28回）の福岡地域委員会終了後に1件情報提供文書が提出されたところ、全委員の了承を得た上で指名委員会に速やかに送付した。
- (2) 7月5日、下級裁判所裁判官指名諮問委員会において審議が行われ、最高裁判所に対し、次のとおり答申された。

ア 判事補から判事への任命候補者関係

判事補から判事への任命候補者については、判事任命願を提出した94人のうち、その後、検事に復帰した1人と出向した3人を除く、90人について審議が行われ、88人については指名適当、2人については指名不適当との答申となり、指名不適当とされた2人の理由は、「その能力、資質の面において、判事にふさわしいものとはいえず、判事に任命されるべき者として指名することは適当ではない。」とするものである。

イ 弁護士任官候補者関係

弁護士任官候補者については、任官希望を提出した1人について審議が行われ、指名不適当との答申となり、指名不適当とされた理由は、「その能力、資質の面において、判事又は判事補にふさわしいものとはいえず、判事又は判事補に任命されるべき者として指名することは適当ではない。」とするものである。

庶務からの報告後、委員から次のとおり、意見が述べられた。

- ・ 指名諮問委員会の第53回議事要旨の3ページ目の（5）イに「次に、

最高裁判所から追加報告された調査報告につき、指名諮詢に係る調査は委員会や地域委員会が独立して行うべきものであって、委員会の求めによらないまま、委員会に提出された情報を委員でない裁判所側が見た上で報告を提出するのは不適切であり、庶務が提出の要否を判断するのは不平等を招くとする意見が出された。」との記載があり、また、4ページ目の6行目にも同様に「最高裁判所から提供された資料に基づき」との記載がある。指名権限を有する最高裁判所が事案に応じて必要な調査を行うこと自体は当然のことだと思う。しかしながら、最高裁判所が調査した資料が地域委員会に提出されないのは、独自に情報収集する権限も認められている地域委員会を形骸化することになり問題があると思う。指名諮詢委員会に提供された情報については、当該情報に関係がある地域委員会に対して、当該情報をフィードバックすべきである。

これに対して、次のとおりの意見も述べられた。

- ・ 最高裁判所だけの調査で任命の当否を決めるのではなく、広く情報を集めた上で、当否の判断をするために指名諮詢委員会及び同委員会への情報提供機関としての地域委員会が設置されたものであり、最高裁判所が独自に調査した結果を諮詢委員会に提供し、他方、地域委員会には提供しなかったからといって、地域委員会を形骸化するということにはならないと考える。
- ・ 仮にそのような情報が全て地域委員会にフィードバックされれば、プライバシーの点で問題となるのではないか。

これについては、さらに反論の意見が次のように述べられた。

- ・ 地域委員会に時間的にも提出できる裁判所の所見が提供されないというのでは、地域委員会を裁判所が軽視していることを意味するのではないか。また、裁判官のプライバシーはこの再任審査においては一定制限されている仕組みであると考えている。

8 次回期日

次回の福岡地域委員会（第30回）の期日が、次のとおり指定された。

11月7日（水）午後3時00分